

協議第 6 号

公共的団体等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	17 公共的団体等の取扱い
<p data-bbox="240 546 1388 629">公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <ol data-bbox="240 640 1388 824" style="list-style-type: none"><li data-bbox="240 640 1388 723">1 3 町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。<li data-bbox="240 734 1388 777">2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて調整に努める。<li data-bbox="240 788 1388 824">3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。	

「協議第6号 公共的団体等の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	17 公共的団体等の取扱い
調整の内容	<p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>1 3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて調整に努める。</p> <p>3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>

主な公共的団体等の現況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
<ul style="list-style-type: none"> ・幕別町自衛隊協力会 ・幕別町納税貯蓄組合連合会(H16年度解散予定) ・幕別町土地開発公社 ・(株)幕別町地域振興公社 ・幕別町国際交流協会 ・幕別町民生委員児童委員協議会 ・池田地区保護司会幕別町分区 ・幕別町遺族会 ・北海道ウタリ協会幕別支部 ・身体障害者福祉協会幕別町分会 ・幕別町手をつなぐ親と子の会 ・幕別町社会福祉協議会 ・日本赤十字社幕別町分区 ・幕別町赤十字奉仕団 ・幕別町献血推進協議会 ・幕別町母子若葉会 ・幕別町老人クラブ連合会 ・幕別町生活安全推進協議会 H16年度一本化 (幕別町交通安全協会) (幕別町交通安全推進委員会) (幕別町防犯協会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・更別村自衛隊協力会 ・更別村納税貯蓄組合連合会 ・更別村土地開発公社(H16.9清算予定) ・(株)さらべつ産業振興公社 ・更別村民生委員児童委員協議会 ・広尾地区保護司会更別村分区 ・更別村遺族会 ・身体障害者福祉協会更別村分会 ・更別村手をつなぐ親と子の会 ・更別村社会福祉協議会 ・日本赤十字社更別村分区 ・更別村赤十字奉仕団 ・更別村献血推進協議会 ・更別村睦の会 ・更別村老人クラブ連合会 ・更別村地域安全・コミュニティ村民会議 - (更別村地域安全・コミュニティ村民会議) 更別村交通安全推進委員会 (更別村地域安全・コミュニティ村民会議) 	<ul style="list-style-type: none"> ・忠類村自衛隊協力会 ・忠類村納税貯蓄組合連合会 ・忠類村土地開発公社(H16年度解散予定) ・(株)忠類振興公社 ・忠類村民生児童委員協議会 ・広尾地区保護司会忠類村分区 ・忠類村殉公遺族会 ・身体障害者福祉協会忠類村分会 ・忠類村手をつなぐ親の会 ・忠類村社会福祉協議会 ・日本赤十字社忠類村分区 ・忠類村赤十字奉仕団 ・忠類村献血推進協議会 ・忠類村母子会 ・忠類村老人クラブ連合会 ・忠類村衛生協力会連合会 - 忠類村交通安全協会 忠類村交通・防犯推進委員会 (忠類村交通・防犯推進委員会) 	

主な公共的団体等の現況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
<ul style="list-style-type: none"> ・幕別町地域担い手育成センター ・ゆとりみらい21推進協議会 ・(財)幕別町農業振興公社 ・幕別町援農協力会 ・幕別町水田農業推進協議会 ・幕別町家畜自営防疫組合 ・幕別池田酪農ヘルパー利用組合 ・幕別町森林組合 ・幕別町農業協同組合 札内農業協同組合 ・幕別町商工会 ・幕別町観光協会(H16年度物産協会と統合) ・幕別町学校教育振興会 ・幕別町児童生徒健全育成推進委員会 ・幕別町青年団体連絡協議会 ・幕別町子ども会育成連絡協議会 ・手づくりのまち推進委員会 ・幕別町文化協会(112団体) ・幕別小中高PTA連絡協議会 札内地区生活指導連絡協議会 南幕別地域生活指導連絡協議会 ・まくべつ町民芸術劇場 ・幕別町体育連盟(23団体) ・幕別町スポーツ少年団本部(32団体) ・幕別町PTA連合会 ・ふるさと館事業委員会 ・幕別町農業者年金協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・更別村農業担い手育成センター ・更別村農業経営・生産対策推進会議 ・更別村の自然を考える会 ・更別村農業労務者受入協議会 ・更別村家畜自営防疫組合 ・更別村酪農ヘルパー利用組合 ・更別森林組合 ・更別村農業協同組合 ・更別村商工会 ・更別村観光協会 ・更別村学校教育推進協議会 ・更別村農村青少年連合会 ・更別村地域子ども会(13団体) ・更別村女性団体連絡協議会 (更別村地域安全・コミュニティ村民会議) ・更別村文化協会(17団体) ・更別村生活指導連絡協議会 ・(更別村文化協会) ・更別村体育連盟(13団体) ・更別村スポーツ少年団本部(9団体) ・更別村社会体育指導者養成会 ・更別村どんぐり子供交流委員会 ・更別村PTA連合会 ・更別村農業者年金協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・忠類村担い手センター ・忠類村農業推進協議会 ・忠類村農業労働力調整協議会 ・忠類村家畜自営防疫組合 ・南十勝酪農ヘルパー利用組合 ・忠類村森林組合 ・忠類村農業協同組合 ・忠類村商工会 ・忠類村観光協会 ・忠類村学校教育振興会 ・忠類村青年会 ・忠類村地域子ども会育成連絡協議会 ・忠類村コミュニティ運動推進協議会 ・忠類村文化協会(20団体) ・忠類村芸術鑑賞協会 ・忠類村体育連盟(10団体) ・忠類村スポーツ少年団本部(4団体) ・忠類村生涯スポーツ指導者等育成協議会 ・忠類村PTA連合会 ・忠類村農業者年金協議会 	

公共的団体等の取扱いに関する考え方

1 公共的団体等の定義

公共的団体とは、農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。

(行政実例 昭和 24.1.13 昭和 34.12.16)

2 「公共的団体等の取扱い」として協議の対象としたもの

「公共的団体等の取扱い」として協議の対象とした公共的団体等は、

- (1) 団体の設置について町村が関与（補助）しているもの
- (2) 町村の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの
- (3) 町村の事業について大きく関与しているもの とした。

先進事例

きやまし 篠山市(兵庫県)

公共的団体については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

(1) 各町共通の団体について

ア 新町との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

イ 郡単位の上部組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新町組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。

ウ 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

エ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(2) 各町独自の団体について

原則として、現行のとおりとする。

西東京市(東京都)

公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

2市に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。

2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合できるよう調整に努めるものとする。

2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合できるよう調整に努めるものとする。

2市独自の団体は、現行のとおりとする。

南アルプス市(山梨県)

公共的団体等の取扱いについては、現状のまま新市に移行することを基本とし、必要に応じて連合会方式を採用する中で、一本化できるものについては、合併後も含めて統合を図る。

おおさかみじまちょう 大崎上島町(広島県)

公共的団体等については、新町との一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合整備について調整に努める。

3町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

やまがたし
山県市(岐阜県)

公共的団体の取扱い

公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。

3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。

独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

土地開発公社の取扱い

伊自良村土地開発公社及び美山町土地開発公社については、高富町土地開発公社に債権を譲渡し債務を引き継ぎ、合併の前日までに解散するものとする。

高富町土地開発公社については、伊自良村土地開発公社及び美山町土地開発公社の債権を譲受し、債務を引き受け、新市における土地開発公社とする。

しゅうなんし
周南市(山口県)

公共的団体等については、新市に速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるものとする。